

市内で住宅を取得される場合は、
住宅ローン「【フラット35地方移住支援型】」を利用し、金利の優遇措置を受けることができます。

全期間固定金利住宅ローン (令和元年10月1日～)

【フラット35】地方移住支援型

当初 5年間の金利を 通常より 0.6% 引き下げます！

赤穂市では、定住支援推進事業の「移住支援事業費補助金」の交付決定を受けた方が、住宅の取得にあたり住宅ローン「【フラット35】地方移住支援型」を利用した場合、最初の5年間の金利を通常よりも0.6%引下げる優遇措置を受けることができます。

1 要件等

対象事業名	【フラット35】の種別	主な要件等
赤穂市移住支援事業	【フラット35】地方移住支援型	・赤穂市移住支援事業費補助金の交付決定がされていること。

2 手続方法

赤穂市が決定した「移住支援事業費補助金交付決定通知」を、借入れの契約時まで【フラット35】取扱金融機関に提出する必要があります。

詳細については、右記までお問い合わせ下さい。

独立行政法人 住宅金融支援機構

【お客様コールセンター】 ☎ 0120-0860-35

Web: https://www.jhf.go.jp/contact/support_iwd.html

【赤穂市移住支援事業費補助金：お問い合わせ先】

(一社) あこう魅力発信基地

〒678-0292 赤穂市加里屋 81 番地

TEL 0791-43-6931 FAX 0791-46-3400